

# 令和5年度第1回鴨川市環境審議会次第

日時 令和5年7月10日（月）

午後1時30分から

会場 鴨川市役所 7階会議室

## 1 開 会

## 2 委員紹介

## 3 市長あいさつ

## 4 会長・副会長選出

## 5 議 事

- 事業系一般廃棄物処理手数料等の改定について

## 6 その他の議題

## 7 閉 会

## 鴨川市環境審議会委員名簿

任 期 令和4年1月25日から  
令和6年1月24日まで

NO	氏 名	役職名等
1	飯塚 和夫	安房農業協同組合常務理事
2	鎌田 直人	東京大学大学院農学生命科学研究科附属演習林千葉演習林長
3	田村 政彦	一般社団法人鴨川市農林業体験交流協会代表理事
4	中野 高明	一般社団法人千葉県建設業協会常任理事鴨川支部長
5	藤原 悟作	鴨川シーワールド総支配人
6	本多 信介	一般社団法人鴨川市観光協会理事
7	田原 智之	鴨川市漁業協同組合参事
8	保田 大輔	鴨川警察署生活安全課長
9	齋藤 守彦	鴨川市商工会副会長
10	伊藤 正人	学識経験者

## **環境基本法**

(市町村の環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関)

第四十四条 市町村は、その市町村の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、その市町村の条例で定めるところにより、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

## **鴨川市環境条例**

第5章 環境審議会

(設置)

第53条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定により、環境の保全等に関して、基本的事項等を調査審議するため、鴨川市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織等)

第54条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、環境の保全等に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前3項に定めるものほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## **鴨川市環境審議会規則**

平成 17 年 2 月 11 日

規則第 100 号

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、鴨川市環境条例(平成 17 年鴨川市条例第 122 号)第 54 条第 4 項の規定に基づき、鴨川市環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(会長及び副会長)

**第 2 条** 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

**第 3 条** 審議会の会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見等の聴取)

**第 4 条** 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

**第 5 条** 審議会の庶務は、環境課において処理する。

(その他)

**第 6 条** この規則に定めるものほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 17 年 2 月 11 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 30 日規則第 6 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する

## 令和5年度第1回環境審議会 資料

### 令和5年度 ごみ処理手数料の改定について

本市におけるごみ処理手数料は、「鴨川市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」により規定されています。主な単価として、一般家庭から排出される（以下、「生活系」という。）燃やせるごみについては、指定袋の場合は45リットル1袋につき50円、20リットル1袋につき20円、持込の場合は、10キログラムあたり50円、破碎を要するごみが含まれている場合は70円としています。

事業系一般廃棄物及び市長が指定した産業廃棄物（以下、「事業系ごみ」という。）は持込のみで、10キログラムあたり、120円となっています。

本市のごみ処理手数料の現状について、周辺自治体の安房地域3市1町及び君津地域4市と比較をした場合、生活系ごみは、45リットル、20リットルの手数料を加えた指定袋の価格も高く、利用者には十分に負担をいただいている状況と考えています。

一方で、事業系ごみに関する処理手数料は、安房地域では、10キログラムあたり、南房総市及び鋸南町が157円、館山市が160円となっています。

また、君津地域では、10キログラムあたり、木更津市が300円※、君津市、富津市及び袖ヶ浦市が150円となっています。

これら周辺自治体との比較において、本市の処理手数料は最も安価であり、周辺との均衡を図ることは課題であると考えます。

県内37市の状況をみても、10キログラムあたり、最低単価は勝浦市の60円、最高単価は茂原市の374円と大きな格差がありますが、平均は238円となっております。

安房地域・君津地域の千葉県南部を除くと200円以上が中心となっており、本市を含む周辺自治体の処理単価は県平均を下回る状況となっています。

本市の事業系ごみ処理手数料単価、10キログラムあたり120円については、平成21年度に改定されたものです。

一方で、本市の事業系ごみ処理経費は、平成30年度から令和5年度当初予算を含め、6年間平均で、10キログラムあたり404円となっています。

本市の事業者の現在負担している10キログラムあたり120円については、事業系ごみの処理経費のうち約29.7パーセントを利用者に負担いただいている試算になります。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条には、「事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」と定められているほか、令和4年3月に改訂された「一般廃棄物処理の有料化の手引き」の中でも市町村の役割として「経済的な動機付けを活用した一般廃棄物の排出抑制や再利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきである。」と記載され、国全体の施策の方針として一般廃棄物処理の有料化の更なる推進が明確化されています。

社会情勢としても企業間で取引される商品やサービスの市場価格がここ数年、上昇傾向で

あり、加えて本市では、廃棄物の広域処理に向けた処理体制の構築に取組んでいる状況もありますことから、周辺市町との均衡を考慮した上で、継続的な循環型社会の形成、安定したごみ処理の確保、ごみの減量化の一層の推進を念頭に事業系ごみについて手数料の改定を検討することとしたいものです。

※木更津市は 20 キログラムまでは、300 円、20 キログラム以上は 10 キログラムあたり 90 円加算

# 1 鴨川市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例

## (目的)

第1条 この条例は、廃棄物の発生の抑制、再生利用の促進及び適正な処理の確保並びに地域の清潔の保持を推進するために必要な事項を定めることにより、資源の有効な利用、快適な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって良好な都市環境の形成に寄与することを目的とする。

## (一般廃棄物処理手数料)

第24条 市が行う一般廃棄物の処理に関し徴収する手数料の額は別表第1のとおりとする。

## (産業廃棄物の処理費用)

第25条 法第13条第2項の規定により、市が行う産業廃棄物の処理に関し徴収する費用の額は、別表第2のとおりとする。

※ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第13条第2項

都道府県又は市町村は、産業廃棄物の処理施設の設置その他当該都道府県又は市町村が行う産業廃棄物の収集、運搬及び処分に要する費用を、条例で定めるところにより、徴収するものとする。

別表第1 ごみ（し尿及び浄化槽汚泥以外の一般廃棄物）

取扱区分	種類	手数料
市が収集、 運搬するも の	燃やせるごみ	指定袋 20リットル 1袋につき 20円 指定袋 45リットル 1袋につき 50円
	粗大ごみ	1点につき 500円
市の処理施 設に搬入す るもの	動物の死体（犬、ねこ等の死体）	1体につき 500円
	粗大ごみ	10キログラムにつき 70円で、1点につき 500円を限度とする。ただし、10キログラム未満の端数は四捨五入する。
	事業活動に伴って生じるごみ及び市の許可業者が搬入するごみ	10キログラムにつき 120円。ただし 10キログラム未満の端数は四捨五入する。
上記以外の燃やせるごみ	破碎を要するごみが含まれているもの	100キログラムまで 10キログラムにつき 70円、100キログラムを超える分は10キログラムにつき 120円。ただし 10キログラム未満の端数は四捨五入する。

		上記以外のもの	100 キログラムまでは 10 キログラムにつき 50 円、100 キログラムを超える分は 10 キログラムにつき 120 円。ただし 10 キログラム未満の端数は四捨五入する。
--	--	---------	---

別表第2 産業廃棄物

第16条第1項の規定により、市長が指定した産業廃棄物※	10 キログラムにつき 120 円。ただし、10 キログラム未満の端数は四捨五入する。
-----------------------------	---

※鴨川市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例に基づき、市が一般廃棄物の処理に支障のない範囲において当該廃棄物と併せて処理することができる産業廃棄物。

## 2 県内各市の事業系一般廃棄物処理手数料の状況

(単価：持込 10 キログラムあたり)

NO	市名（千葉県内）	単価	備考
1	勝浦市	60 円	
2	鴨川市	120 円	
3	袖ヶ浦市、君津市、富津市	150 円	
4	南房総市	157 円	
5	館山市	160 円	
6	柏市、鎌ヶ谷市	198 円	
7	匝瑳市、いすみ市、銚子市、市原市、旭市	200 円	
8	浦安市、船橋市、成田市、富里市、市川市	220 円	
9	習志野市	250 円	
10	我孫子市	264 円	
11	八千代市、白井市、印西市	270 円	
12	東金市、山武市、大網白里市	287 円	
13	千葉市、野田市	297 円	
14	流山市、四街道市、香取市、木更津市、八街市	300 円	
15	佐倉市	350 円	
16	松戸市	352 円	
17	茂原市	374 円	
	千葉県内 37 市の平均単価	238 円	

※令和5年4月末時点調べ ※ は安房地域及び君津地域

【本市の事業系ごみの処理手数料単価は勝浦市に次いで県内2位の安価である。県内他市の場合 10 キログラムあたり 200 円～10 キログラムあたり 300 円以下に 25 市が集中している。】

### 3 本市ごみ処理経費に関する状況について

#### ごみ処理経費の状況

【表1】

年 度 項目	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度 (予定量・予算額)		6か年平均		
		生活系	事業系	生活系	事業系	生活系	事業系	生活系	事業系	生活系	事業系	生活系	事業系	生活系	事業系	
経 費	収集運搬費	千円	62,745	0	56,949	0	76,305	0	62,794	0	71,349	0	91,217	0	70,227	0
	人件費(収集係)	千円	96,317	0	98,939	0	91,849	0	83,253	0	71,246	0	79,444	0	86,841	0
	処理・処分費	千円	48,757	24,126	57,853	31,746	47,646	19,824	52,055	20,503	172,037	107,680	295,669	193,984	112,336	66,311
	人件費 (庶務係・処理係)	千円	70,735	40,189	67,453	38,818	67,728	34,828	65,745	35,748	61,993	35,177	51,241	28,139	64,149	35,483
	維持管理費	千円	133,964	95,065	88,709	63,015	116,092	73,013	100,169	65,146	57,094	36,301	24,830	11,217	86,810	57,293
	クリーンステーション鶴川運営・維持管理事業費	千円	0	0	0	0	0	0	0	0	114,728	65,101	199,322	109,454	52,342	29,093
	事務費	千円	2,925	1,662	4,941	2,844	2,909	1,477	2,349	1,277	1,994	1,132	2,144	1,178	2,877	1,595
	計	千円	415,443	161,042	374,844	136,423	402,529	129,142	366,365	122,674	550,441	245,391	743,867	343,972	475,582	189,774
	合 計	千円	576,485		511,267		531,671		489,039		795,832		1,087,839		665,356	
ごみ処理量内訳	ごみ処理量	㌧	13,803		13,798		13,031		12,603		12,563		13,400		13,200	
	パー セト	㌧	8,802	5,001	8,758	5,040	8,644	4,387	8,164	4,439	8,015	4,548	8,650	4,750	8,506	4,694
10kg当たり処理単価		円	472	322	428	271	466	294	449	276	687	540	860	724	559	404

## 歳出の概要 【表1 ごみ処理経費の状況】

平成30年度から令和4年度の実績及び令和5年度当初予算を含め6年間のごみ収集及び処理の運営に係る歳出を表記し、ごみ搬入量に応じて、項目毎に生活系と事業系を按分したものです。

### (1) 鴨川清掃センター（焼却処理）からクリーンステーション鴨川（中継・外部搬出）への移行

ア 平成30年度～令和4年8月末までは、鴨川清掃センターでの経費

イ 令和4年9月～令和5年3月末までは、クリーンステーション鴨川及び鴨川清掃センターでの経費

ウ 令和5年度は当初予算より推計

### (2) 収集運搬費

職員の高齢化等による収集態勢の見直しにより、人件費は減少しているが、民間事業者への収集業務委託の範囲の拡大を行う事が必要なことから経費は増加傾向となる。

### (3) 処理・処分費

焼却停止に伴い、職員の配置換え等により、人件費は減少しているが、令和4年9月以降可燃ごみ全量外部搬出による処理委託料が生じ、直営焼却処理と比べて経費が増加している。

### (4) 維持管理費

令和3年3月天津小湊清掃センターにおける受付業務の終了、令和4年8月鴨川清掃センター焼却の停止により、維持管理の経費は減少しているが、令和4年9月より運営を開始したクリーンステーション鴨川の運営維持管理委託料が生じている。

### (5) 排出量に関する項目

ア 生活系ごみ 市による収集運搬、個人の持込、資源ごみ及び集団回収

イ 事業系ごみ 許可業者及び事業者の持込

※ 令和5年度は、鴨川市一般廃棄物処理実施計画に基づいた予定数量

## 4 事業系ごみ持込手数料等の見直しについて

本市のごみ処理手数料については、平成17年度の新鴨川市で設定されて以降、平成21年度に「事業系ごみ」と「産業廃棄物（市長が指定するもの、①紙くず、②木くず、③廃プラスチック類、④ガラスくず及び陶磁器くず。）」の改定を行い、現在に至っています。

手数料の設定については、前回の値上げの基準に合わせ「燃やせるごみ」の指定袋につい

ては、処理経費に対し実質約 15 パーセントの負担となっている。「事業系ごみ」については、処理経費の約 50 パーセントの負担の設定としており、今回も同様の負担割合で計上したいものです。

また、生活系燃やせるごみの持込手数料について 1 日の持込累積量が 100 キログラムを超える分については、事業系ごみ同等の処分を要することから、事業系ごみ同様の手数料としたいものです。

#### (1) 事業系ごみについて

ア 平成 30 年度から令和 4 年度の実績

及び令和 5 年度見込量を含め 6 年間のごみ処理量

平均 13,200 トン/年 【表 1 ゴミ処理経費の状況】

うち、事業系ごみ 4,694 トン/年 (35.6%)

イ 平成 30 年度から令和 4 年度の実績

及び令和 5 年度予算額を含め 6 年間のごみ処理経費

平均 665,356 千円/年 【表 1 ゴミ処理経費の状況】

うち、事業系ごみ 189,774 千円/年

ウ 上記事業系ごみの処理経費を 1/2 事業者負担とする場合

189,774 千円 / 4,694 トン × 50 パーセント = 20.2 千円 / トン

≒ 10 キログラムあたり 200 円

上記で求めた 200 円は現行の事業系ごみ負担割合 50 パーセントにより算出したもので、木更津市を除く君津地域、安房地域の 150~160 円に比較して高いが、4 ページのとおり県内 37 市の手数料平均は 238 円であり、200 円以上の設定をしている市は 37 市中 28 市に及んでいます。

#### (2) 生活系ごみについて

生活系ごみの手数料については、平成 30 年度から令和 5 年度見込量 6 年間の平均による、10 キログラムあたりの処理単価は、資源ごみ収集運搬費及び処理費も含め 559 円となります。

生活系ごみ処理量は 8,505 トンで、10 キログラムあたりの処理費が 559 円であることから、処理経費は年平均 475,578 千円となります。

これを現在の 45 リットル指定袋で換算すると 1 キログラムあたり 55.9 円 × 1 リットルあたりの単位容積重量 0.17 キログラム × 指定袋の負担割合 15 パーセント = 1.4 円

1.4 円 × 45 リットル = 1 袋あたり 63 円となります。燃やせるごみ 45 リットルの指定袋 10 枚入りの平均小売価格は 642 円であることから、1 枚あたり 64.2 円を市民の皆さんに負担していただいているため価格は据え置きとしたいものです。

## 5 事業系ごみの処理手数料の見直しの方針

本市の一般廃棄物等の処分に関する状況については、上記のとおりであり、一般廃棄物の処理手数料、特に事業系ごみの手数料については、10 キログラムあたり 404 円を要すると見込まれ、従来の負担率と同等の 50 パーセントの負担を事業者に求めた場合、10 キログラムあたり 200 円という手数料額の設定も想定されます。

しかしながら、令和 2 年からの新型コロナ感染症の広がりによる各種事業における経営環境の悪化に加えて、現状でもロシアによるウクライナへの軍事侵攻の影響や円安等も加わり、電気料金を始めとするエネルギー・食料品価格等の高騰が続く中で、日常生活や経済活動に重大な影響が生じているところであり、事業活動に関する経営環境については厳しい状況が続いているものと考えています。

事業系ごみ処理手数料の改定にあたっては、これら社会情勢も十分に配慮する必要があることに加え、近隣市町との均衡を図りながら決定していくことが重要であると考えます。

【表2】

## 鴨川市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例(平成17年鴨川市条例第117号)新旧対照表

現行			改正案		
別表第1(第24条関係)			別表第1(第24条関係)		
取扱区分	種類	手数料	取扱区分	種類	手数料
市が収集、運搬するもの	燃やせるごみ	指定袋20リットル1袋につき 20円 指定袋45リットル1袋につき 50円	市が収集、運搬するもの	燃やせるごみ	指定袋20リットル1袋につき 20円 指定袋45リットル1袋につき 50円
	粗大ごみ	1点につき 500円		粗大ごみ	1点につき 500円
市の処理施設に搬入するもの	動物の死体(犬、ねこ等の死体)	1体につき 500円	市の処理施設に搬入するもの	動物の死体(犬、ねこ等の死体)	1体につき 500円
	粗大ごみ	10キログラムにつき70円で、1点につき500円を限度とする。ただし、10キログラム未満の端数は四捨五入する。		粗大ごみ	10キログラムにつき70円で、1点につき500円を限度とする。ただし、10キログラム未満の端数は四捨五入する。
	事業活動に伴って生じるごみ及び市の許可業者が搬入するごみ	10キログラムにつき <u>120円</u> 。ただし、10キログラム未満の端数は四捨五入する。		事業活動に伴って生じるごみ及び市の許可業者が搬入するごみ	10キログラムにつき <u>***円</u> 。ただし、10キログラム未満の端数は四捨五入する。
	破碎をするごみが含まれているものの上記以外の燃やせるごみ	100キログラムまで10キログラムにつき70円、100キログラムを超える分は10キログラムにつき <u>120円</u> 。ただし、10キログラム未満の端数は四捨五入する。		破碎をするごみが含まれているものの上記以外の燃やせるごみ	100キログラムまで10キログラムにつき70円、100キログラムを超える分は10キログラムにつき <u>***円</u> 。ただし、10キログラム未満の端数は四捨五入する。
備考			備考		
1 粗大ごみとは、家庭から排出されるごみで市長が別に指定するものをいう。 2 市の処理施設に搬入するごみに係る手数料について、同一の者が1日に複数回ごみを搬入した場合は、当該1日に搬入されたごみの量を合算して手数料を算定する。			1 粗大ごみとは、家庭から排出されるごみで市長が別に指定するものをいう。 2 市の処理施設に搬入するごみに係る手数料について、同一の者が1日に複数回ごみを搬入した場合は、当該1日に搬入されたごみの量を合算して手数料を算定する。		
別表第2(第25条関係)			別表第2(第25条関係)		
種別	費用	種別	費用	種別	費用
第16条第1項の規定により、市長が指定した産業廃棄物	10キログラムにつき <u>120円</u> 。ただし、10キログラム未満の端数は四捨五入する。	第16条第1項の規定により、市長が指定した産業廃棄物	10キログラムにつき <u>***円</u> 。ただし、10キログラム未満の端数は四捨五入する。	第16条第1項の規定により、市長が指定した産業廃棄物	10キログラムにつき <u>***円</u> 。ただし、10キログラム未満の端数は四捨五入する。

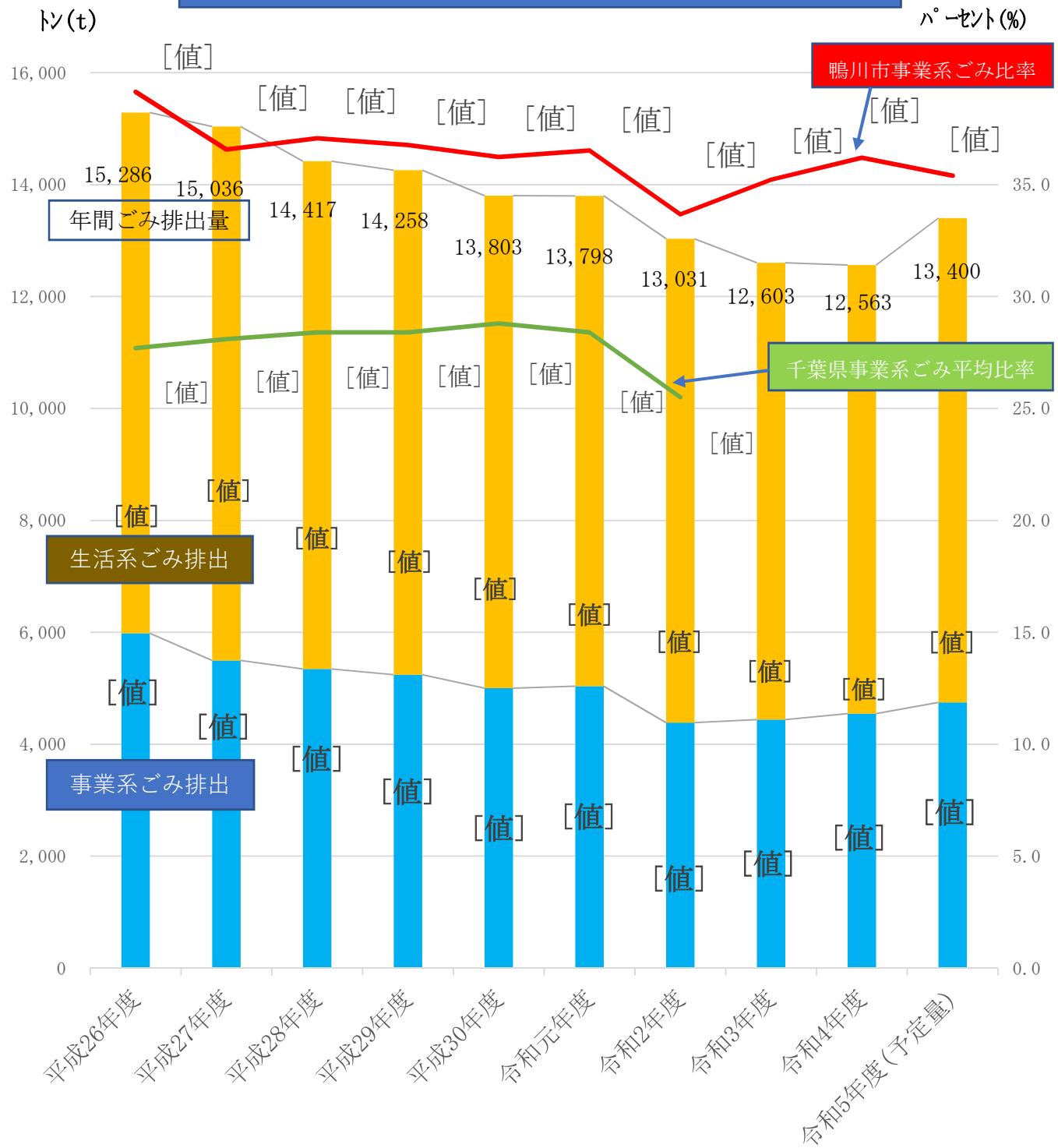
## 近隣市町ごみ処理手数料の現状

令和5年5月

	鴨川市	南房総市	館山市	鋸南町	富津市	君津市	木更津市	袖ヶ浦市	勝浦市
事業系可燃ごみ (10キログラムごと)	5キログラム未満無料 120円	10キログラムまで157円 157円	10キログラムまで160円 160円	10キログラムまで157円 157円	10キログラムまで150円 150円	10キログラムまで150円 150円	20キログラムまで300円 20キログラム以上90円 150円	10キログラムまで150円 150円	10キログラムまで60円 60円
条例産業廃棄物 (10キログラムごと)	5キログラム未満無料 120円		10キログラムまで160円 160円		10キログラムまで210円 210円	10キログラムまで205円 205円	20キログラムごと500円 上限500キログラム 160円	10キログラムまで160円 160円	10キログラムまで60円 60円
可燃ごみ (指定袋)収集	(平均小売価格) 45リットル×10袋 500円(642円)	530円	600円	530円			450円		(平均小売価格) 400円(661円) 300円(507円) 200円(359円)
40リットル×10袋						400円		160円	
30リットル×10袋		430円	400円	430円	300円	300円		130円	300円(507円)
20リットル×10袋		200円(271円)	320円	15リットル200円 320円	200円	200円		110円	200円(359円)
10リットル×10袋		170円		170円		100円			
不燃ごみ (指定袋)収集	(平均小売価格) 45リットル×10袋 40リットル×10袋 30リットル×10袋 20リットル×10袋	半透明袋 (79円)	半透明袋	半透明袋			450円		(※円)
40リットル×10袋					400円			160円	
30リットル×10袋					150円	300円	300円	130円	(※円)
20リットル×10袋						200円	200円	110円	
資源ごみ (指定袋)収集	(平均小売価格) 45リットル×10袋 30リットル×10袋 20リットル×10袋	半透明袋 (130円)	半透明袋	回収箱		回収箱		半透明袋	ビン回収箱
45リットル×10袋					150円		(※円)		(※円)
30リットル×10袋					150円		(※円)		(※円)
20リットル×10袋		(83円)					(※円)		
粗大ごみ収集 (1点当たり)	500円	576円	500円	576円	800円	860円	800円	品目により 500・1000円	500円
持込可燃ごみ (10キログラムごと加算) (100キログラム以上 10キログラムごと)	5キログラム未満無料 50円 120円	10キログラムまで52円 52円 157円	30キログラムまで120円 60円 160円	10キログラムまで52円 52円 157円	10キログラムまで90円 90円	10キログラムまで180円 180円	20キログラムまで200円 20キログラム以上65円	10キログラムまで100円 100円	10キログラムまで40円 40円
持込粗大ごみ (10キログラムごと) (100キログラム以上 10キログラムごと)	5キログラム未満無料 70円 500円 上限/点	10キログラムまで52円 52円 157円	燃せないごみ 50キログラム未満500円 50キログラムごと500円	10キログラムまで52円 52円 157円	10キログラムまで90円 90円	430円/点	20キログラムまで200円 20キログラム以上65円	10キログラムまで100円 100円	10キログラムまで60円 60円
持込破碎を 要するごみ (10キログラムごと) (100キログラム以上 10キログラムごと)	5キログラム未満無料 70円 120円						せん定枝 80円	せん定枝 40円/束	

注) ※円は袋代のみであり自由価格

## ごみ処理量の推移



## 参考資料（令和5年度第1回環境審議会）

### 事業系ごみ処理手数料検討資料

本市の事業系ごみ処理手数料は、平成21年度の改定以降10キログラムあたり120円の設定であり、近隣市町との比較でも最も安価な状態です。

また現行の処理単価設定の際と同様に処理経費の50パーセントを排出者の負担に求めた場合は10キログラムあたり200円と試算されます。

一方で世界情勢も先行きが不透明であることに加え、円安による影響もありエネルギーや原材料費の高騰による市民生活や事業活動への影響についても十分に考慮する必要があります。

○安房2市（鴨川市除く）平均処理単価	10キログラムあたり159円
○安房2市（鴨川市除く）及び君津4市 平均処理単価	10キログラムあたり178円
○同上（最高額300円／10キログラムを除く）	10キログラムあたり153円